



福岡県医師会第 145 号（地）
平成 30 年 4 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る
医療の給付に関する取扱いについて」の一部改正について

児童福祉施設の在所児童等に係る医療の給付における受給者番号の設定、療育の給付における公費負担者番号の設定については、「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の老人医療費の支払の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う育成医療費等公費負担医療の取扱いについて」により通知されているところであります。

今般、新たに中核市となる福島県福島市、埼玉県川口市、大阪府八尾市、兵庫県明石市、鳥取県鳥取市、島根県松江市が、平成 30 年 4 月 1 日より、「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付」の事業を実施することとなり、それに伴い当該事業に係る公費負担者番号が新たに設定された旨、日本医師会より通知がありました。

また、施設等区分の名称について、「情緒障害児短期治療施設」から「児童心理治療施設」に変更される改正が行われております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて」の一部改正について

（平 30.3.29 子福発 0329 第 1 号・子母発 0329 第 2 号・障障発 0329 第 6 号
厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課長・母子保健課長
社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長）

(保 4) (健Ⅱ3)
平成30年4月3日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一
日本医師会常任理事
温泉川 梅 代

「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る
医療の給付に関する取扱いについて」の一部改正について

児童福祉施設の在所児童等に係る医療の給付における受給者番号の設定、療育の給付における公費負担者番号の設定については、「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の老人医療費の支払の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う育成医療費等公費負担医療の取扱いについて」により通知されているところであります。

今般、新たに中核市となる福島県福島市、埼玉県川口市、大阪府八尾市、兵庫県明石市、鳥取県鳥取市、島根県松江市が、平成30年4月1日より、「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付」の事業を実施することとなり、それに伴い当該事業に係る公費負担者番号が新たに設定されたものであります。

また、施設等区分の名称について、「情緒障害児短期治療施設」から「児童心理治療施設」に変更される改正が行われました。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りたくお願い申し上げます。

<添付資料>

「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて」の一部改正について

(平 30.3.29 子福発 0329 第 1 号・子母発 0329 第 2 号・障障発 0329 第 6 号

厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課長・母子保健課長
社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長)

子 福 発 0329 第 1 号
子 母 発 0329 第 2 号
障 障 発 0329 第 6 号
平成 30 年 3 月 29 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right]$ 民生主管部（局）長・衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する
取扱いについて」の一部改正について

標記については、「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の老人医療費の支払の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う育成医療費等公費負担医療の取扱いについて」(昭和49年9月27日児発第618号)により通知し、具体的な事務処理を「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて（平成27年3月31日雇児福発0331第1号・雇児母発0331第2号・障障発0331第2号）」によりその円滑な実施を図るようお願いしているところであるが、今般、この通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、ご了知のうえ関係機関への周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別 紙 児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて 新旧対照表（案）

新	旧
雇児福発 0 3 3 1 第 1 号 雇児母発 0 3 3 1 第 2 号 障障発 0 3 3 1 第 2 号 平成 2 7 年 3 月 3 1 日 <u>[改正経過]</u> <u>第 1 次改正 雇児福発 0401 第 2 号・雇児母発 0401 第 3 号、障障発 0401 第 1 号 平成 28 年 4 月 1 日</u> <u>第 2 次改正 雇児福発 1129 第 1 号・雇児母発 1129 第 1 号、障障発 1129 第 1 号 平成 28 年 11 月 29 日</u> <u>第 3 次改正 子福発 0329 第 1 号・子母発 0329 第 2 号、障障発 0329 第 6 号 平成 30 年 3 月 29 日</u> 都道府県 各指定都市民生主管部（局）長・衛生主管部（局）長殿 中核市 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 （公印省略） 雇用均等・児童家庭局母子保健課長 （公印省略） 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 （公印省略） 児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて 標記については、「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の老人医療費の支払の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う育成医療費等公費負担医療の取扱いについて」（昭和 49 年 9 月 27 日児発第 618 号）により通知しているところであるが、その具体的な事務処理を下記のとおり定め、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その円滑な実施を図るよう願います。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。 記 第 1 療育の給付に係る医療の給付に関する事務処理について（略） 第 2 児童福祉法の規定に基づく措置等に係る医療の給付に関する事務処理について 1 受診券の様式について（略） 2 受診券の記載方法について (1)、(2) (3)（略） 3 公費負担者（支弁義務者）番号及び受給者（児童（者））番号の設定方法について (1)（略） (2) 受給者（児童（者））番号の設定方法 ア 施設等番号は、次の表に定める施設等区分及び番号帯区分により、若い番号から順次設定することとし、使用しない桁には「0」を付すること。	雇児福発 0 3 3 1 第 1 号 雇児母発 0 3 3 1 第 2 号 障障発 0 3 3 1 第 2 号 平成 2 7 年 3 月 3 1 日 <u>[改正経過]</u> <u>第 1 次改正 雇児福発 0401 第 2 号・雇児母発 0401 第 3 号、障障発 0401 第 1 号 平成 28 年 4 月 1 日</u> <u>第 2 次改正 雇児福発 1129 第 1 号・雇児母発 1129 第 1 号、障障発 1129 第 1 号 平成 28 年 11 月 29 日</u> 都道府県 各指定都市民生主管部（局）長・衛生主管部（局）長殿 中核市 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 （公印省略） 雇用均等・児童家庭局母子保健課長 （公印省略） 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 （公印省略） 児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて 標記については、「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の老人医療費の支払の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う育成医療費等公費負担医療の取扱いについて」（昭和 49 年 9 月 27 日児発第 618 号）により通知しているところであるが、その具体的な事務処理を下記のとおり定め、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その円滑な実施を図るよう願います。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。 記 第 1 療育の給付に係る医療の給付に関する事務処理について（略） 第 2 児童福祉法の規定に基づく措置等に係る医療の給付に関する事務処理について 1 受診券の様式について（略） 2 受診券の記載方法について (1)、(2)、(3)（略） 3 公費負担者（支弁義務者）番号及び受給者（児童（者））番号の設定方法について (1)（略） (2) 受給者（児童（者））番号の設定方法 ア 施設等番号は、次の表に定める施設等区分及び番号帯区分により、若い番号から順次設定することとし、使用しない桁には「0」を付すること。

新				旧			
施設等区分	番号帯	施設等区分	番号帯	施設等区分	番号帯	施設等区分	番号帯
児童養護施設	001～100	医療型障害児入所施設	171～190	児童養護施設	001～100	医療型障害児入所施設	171～190
児童自立支援施設	101～110	※1 指定発達支援医療機関（肢体不自由児）	191～200	児童自立支援施設	101～110	※1 指定発達支援医療機関（肢体不自由児）	191～200
福祉型障害児入所施設	111～170	〃（重症心身障害児）	201～210	福祉型障害児入所施設	111～170	〃（重症心身障害児）	201～210
児童心理治療施設	221～230	※2 ファミリーホーム	211～220	情緒障害児短期治療施設	221～230	※2 ファミリーホーム	211～220
乳児院	231～280	ファミリーホーム・里親	501～899	乳児院	231～280	ファミリーホーム・里親	501～899
医療型児童発達支援センター	281～300	福祉施設（※3 のぞみの園）	900	医療型児童発達支援センター	281～300	福祉施設（※3 のぞみの園）	900
助産施設	301～500	一時保護所	901～999	助産施設	301～500	一時保護所	901～999
※1 指定発達支援医療機関とは、児童福祉法第6条の2第3項に規定する独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものをいう。				※1 指定発達支援医療機関とは、児童福祉法第6条の2第3項に規定する独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものをいう。			
※2 ファミリーホームとは、児童福祉法第6条の3第8項に規定する「小規模住居型児童養育事業」をいう。				※2 ファミリーホームとは、児童福祉法第6条の3第8項に規定する「小規模住居型児童養育事業」をいう。			
※3 のぞみの園とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」をいう。				※3 のぞみの園とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」をいう。			
イ 施設等番号は、都道府県単位で設定することとし、実施機関ごとには、設定しないものであること。				イ 施設等番号は、都道府県単位で設定することとし、実施機関ごとには、設定しないものであること。			
なお、施設等番号を設定した場合は、当該実施県内における関係各実施機関に対し、施設等番号を通知するものとする。				なお、施設等番号を設定した場合は、当該実施県内における関係各実施機関に対し、施設等番号を通知するものとする。			
おって、他の都道府県に措置を委託している場合には、他の都道府県で設定した施設等番号にかかわらず、当該実施都道府県で一施設として番号を設定すること。				おって、他の都道府県に措置を委託している場合には、他の都道府県で設定した施設等番号にかかわらず、当該実施都道府県で一施設として番号を設定すること。			
ウ 児童(者)番号は、実施機関ごとに設定するものであること。なお、児童(者)番号の設定の方法は、第1の2(2)に定めるところに準じて行うこと。				ウ 児童(者)番号は、実施機関ごとに設定するものであること。なお、児童(者)番号の設定の方法は、第1の2(2)に定めるところに準じて行うこと。			
おって、児童(者)番号の設定に当たり、施設入所者等全員について児童(者)番号の設定を行うか、医療機関で受診したものについてのみ行うかについては、各実施機関の実情に応じて行うこと。				おって、児童(者)番号の設定に当たり、施設入所者等全員について児童(者)番号の設定を行うか、医療機関で受診したものについてのみ行うかについては、各実施機関の実情に応じて行うこと。			
エ 検証番号は、第1の2(1)エと同様の方法により算出すること。				エ 検証番号は、第1の2(1)エと同様の方法により算出すること			
4 審査支払機関に対する審査支払事務の委託契約等について（略）				4 審査支払機関に対する審査支払事務の委託契約等について（略）			
5 留意事項（略）				5 留意事項（略）			

新

別添1 (略)

別添2 「公費負担者番号」一覧

1 療育の給付

H30. 4. 1

実施機関名		公費負担者番号								備考	
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号			
1	1	北海道	1	7	0	1	6	0	1	5	
2		札幌市	1	7	0	1	6	0	2	3	
3		旭川市	1	7	0	1	6	0	3	1	H12. 4. 1～
4		函館市	1	7	0	1	6	0	4	9	H17. 10. 1～
5	2	青森県	1	7	0	2	6	0	1	4	
6		青森市	1	7	0	2	6	0	2	2	H18. 10. 1～
7		八戸市	1	7	0	2	6	0	3	0	H29. 1. 1～
8	3	岩手県	1	7	0	3	6	0	1	3	
9		盛岡市	1	7	0	3	6	0	2	1	H20. 4. 1～
10	4	宮城県	1	7	0	4	6	0	1	2	
11		仙台市	1	7	0	4	6	0	2	0	
12	5	秋田県	1	7	0	5	6	0	1	1	
13		秋田市	1	7	0	5	6	0	2	9	H9. 4. 1～
14	6	山形県	1	7	0	6	6	0	1	0	
15	7	福島県	1	7	0	7	6	0	1	9	
16		郡山市	1	7	0	7	6	0	2	7	H9. 4. 1～
17		いわき市	1	7	0	7	6	0	3	5	H11. 4. 1～
18		福島市	1	7	0	7	6	0	4	3	H30. 4. 1～
19	8	茨城県	1	7	0	8	6	0	1	8	
20	9	栃木県	1	7	0	9	6	0	1	7	
21		宇都宮市	1	7	0	9	6	0	2	5	H8. 4. 1～
22	10	群馬県	1	7	1	0	6	0	1	4	
23		前橋市	1	7	1	0	6	0	2	2	H21. 4. 1～
24		高崎市	1	7	1	0	6	0	3	0	H23. 4. 1～
25	11	埼玉県	1	7	1	1	6	0	1	3	
26		さいたま市	1	7	1	1	6	0	2	1	H15. 4. 1～
27		川越市	1	7	1	1	6	0	3	9	H15. 4. 1～
28		越谷市	1	7	1	1	6	0	4	7	H27. 4. 1～
29		川口市	1	7	1	1	6	0	5	4	H30. 4. 1～
30	12	千葉県	1	7	1	2	6	0	1	2	
31		千葉市	1	7	1	2	6	0	2	0	
32		船橋市	1	7	1	2	6	0	3	8	H15. 4. 1～
33		柏市	1	7	1	2	6	0	4	6	H20. 4. 1～
34	13	東京都	1	7	1	3	6	0	1	1	
35		八王子市	1	7	1	3	1	2	4	4	H27. 4. 1～
36	14	神奈川県	1	7	1	4	6	0	1	0	
37		横浜市	1	7	1	4	6	0	2	8	
38		川崎市	1	7	1	4	6	0	3	6	
39		横須賀市	1	7	1	4	6	0	4	4	H13. 4. 1～
40		相模原市	1	7	1	4	6	0	5	1	H15. 4. 1～

旧

別添1 (略)

別添2 「公費負担者番号」一覧

1 療育の給付

H29. 1. 1

実施機関名		公費負担者番号								備考	
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号			
1	1	北海道	1	7	0	1	6	0	1	5	
2		札幌市	1	7	0	1	6	0	2	3	
3		旭川市	1	7	0	1	6	0	3	1	H12. 4. 1～
4		函館市	1	7	0	1	6	0	4	9	H17. 10. 1～
5	2	青森県	1	7	0	2	6	0	1	4	
6		青森市	1	7	0	2	6	0	2	2	H18. 10. 1～
7		八戸市	1	7	0	2	6	0	3	0	H29. 1. 1～
8	3	岩手県	1	7	0	3	6	0	1	3	
9		盛岡市	1	7	0	3	6	0	2	1	H20. 4. 1～
10	4	宮城県	1	7	0	4	6	0	1	2	
11		仙台市	1	7	0	4	6	0	2	0	
12	5	秋田県	1	7	0	5	6	0	1	1	
13		秋田市	1	7	0	5	6	0	2	9	H9. 4. 1～
14	6	山形県	1	7	0	6	6	0	1	0	
15	7	福島県	1	7	0	7	6	0	1	9	
16		郡山市	1	7	0	7	6	0	2	7	H9. 4. 1～
17		いわき市	1	7	0	7	6	0	3	5	H11. 4. 1～
18	8	茨城県	1	7	0	8	6	0	1	8	
19	9	栃木県	1	7	0	9	6	0	1	7	
20		宇都宮市	1	7	0	9	6	0	2	5	H8. 4. 1～
21	10	群馬県	1	7	1	0	6	0	1	4	
22		前橋市	1	7	1	0	6	0	2	2	H21. 4. 1～
23		高崎市	1	7	1	0	6	0	3	0	H23. 4. 1～
24	11	埼玉県	1	7	1	1	6	0	1	3	
25		さいたま市	1	7	1	1	6	0	2	1	H15. 4. 1～
26		川越市	1	7	1	1	6	0	3	9	H15. 4. 1～
27		越谷市	1	7	1	1	6	0	4	7	H27. 4. 1～
28	12	千葉県	1	7	1	2	6	0	1	2	
29		千葉市	1	7	1	2	6	0	2	0	
30		船橋市	1	7	1	2	6	0	3	8	H15. 4. 1～
31		柏市	1	7	1	2	6	0	4	6	H20. 4. 1～
32	13	東京都	1	7	1	3	6	0	1	1	
33		八王子市	1	7	1	3	1	2	4	4	H27. 4. 1～
34	14	神奈川県	1	7	1	4	6	0	1	0	
35		横浜市	1	7	1	4	6	0	2	8	
36		川崎市	1	7	1	4	6	0	3	6	
37		横須賀市	1	7	1	4	6	0	4	4	H13. 4. 1～
38		相模原市	1	7	1	4	6	0	5	1	H15. 4. 1～

別 紙 児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて 新旧対照表（案）

<u>41</u>	1 5 新潟県	1	7	1	5	6	0	1	9	
<u>42</u>	新潟市	1	7	1	5	6	0	2	7	H8. 4. 1～
<u>43</u>	1 6 富山県	1	7	1	6	6	0	1	8	
<u>44</u>	富山市	1	7	1	6	6	0	2	6	H8. 4. 1～
<u>45</u>	1 7 石川県	1	7	1	7	6	0	1	7	
<u>46</u>	金沢市	1	7	1	7	6	0	2	5	H8. 4. 1～
<u>47</u>	1 8 福井県	1	7	1	8	6	0	1	6	
<u>48</u>	1 9 山梨県	1	7	1	9	6	0	1	5	
<u>49</u>	2 0 長野県	1	7	2	0	6	0	1	2	
<u>50</u>	長野市	1	7	2	0	6	0	2	0	H11. 4. 1～
<u>51</u>	2 1 岐阜県	1	7	2	1	6	0	1	1	
<u>52</u>	岐阜市	1	7	2	1	6	0	2	9	H8. 4. 1～
<u>53</u>	2 2 静岡県	1	7	2	2	6	0	1	0	
<u>54</u>	静岡市	1	7	2	2	6	0	2	8	H8. 4. 1～
<u>55</u>	浜松市	1	7	2	2	6	0	3	6	H8. 4. 1～
<u>56</u>	2 3 愛知県	1	7	2	3	6	0	1	9	
<u>57</u>	名古屋市	1	7	2	3	6	0	2	7	
<u>58</u>	豊田市	1	7	2	3	6	0	3	5	H10. 4. 1～
<u>59</u>	豊橋市	1	7	2	3	6	0	4	3	H11. 4. 1～
<u>60</u>	岡崎市	1	7	2	3	6	0	5	0	H15. 4. 1～
<u>61</u>	2 4 三重県	1	7	2	4	6	0	1	8	
<u>62</u>	2 5 滋賀県	1	7	2	5	6	0	1	7	
<u>63</u>	大津市	1	7	2	5	6	0	2	5	H21. 4. 1～
<u>64</u>	2 6 京都府	1	7	2	6	6	0	1	6	
<u>65</u>	京都市	1	7	2	6	6	0	2	4	
<u>66</u>	2 7 大阪府	1	7	2	7	6	0	1	5	
<u>67</u>	大阪市	1	7	2	7	6	0	2	3	
<u>68</u>	堺市	1	7	2	7	6	0	3	1	H8. 4. 1～
<u>69</u>	高槻市	1	7	2	7	6	0	4	9	H15. 4. 1～
<u>70</u>	東大阪市	1	7	2	7	6	0	5	6	H17. 4. 1～
<u>71</u>	豊中市	1	7	2	7	6	0	6	4	H24. 4. 1～
<u>72</u>	枚方市	1	7	2	7	6	0	7	2	H26. 4. 1～
<u>73</u>	<u>八尾市</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>0</u>	<u>8</u>	<u>0</u>	<u>H30. 4. 1～</u>
<u>74</u>	2 8 兵庫県	1	7	2	8	6	0	1	4	
<u>75</u>	神戸市	1	7	2	8	6	0	2	2	
<u>76</u>	姫路市	1	7	2	8	6	0	3	0	H8. 4. 1～
<u>77</u>	西宮市	1	7	2	8	6	0	4	8	H20. 4. 1～
<u>78</u>	尼崎市	1	7	2	8	6	0	5	5	H21. 4. 1～
<u>79</u>	<u>明石市</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>8</u>	<u>6</u>	<u>0</u>	<u>6</u>	<u>3</u>	<u>H30. 4. 1～</u>
<u>80</u>	2 9 奈良県	1	7	2	9	6	0	1	3	
<u>81</u>	奈良市	1	7	2	9	6	0	2	1	H14. 4. 1～
<u>82</u>	3 0 和歌山県	1	7	3	0	6	0	1	0	
<u>83</u>	和歌山市	1	7	3	0	6	0	2	8	H9. 4. 1～
<u>84</u>	3 1 鳥取県	1	7	3	1	6	0	1	9	
<u>85</u>	<u>鳥取市</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>7</u>	<u>H30. 4. 1～</u>
<u>86</u>	3 2 島根県	1	7	3	2	6	0	1	8	
<u>87</u>	<u>松江市</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>6</u>	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>6</u>	<u>H30. 4. 1～</u>
<u>88</u>	3 3 岡山県	1	7	3	3	6	0	1	7	
<u>89</u>	岡山市	1	7	3	3	6	0	2	5	H8. 4. 1～
<u>90</u>	倉敷市	1	7	3	3	6	0	3	3	H14. 4. 1～

<u>39</u>	1 5 新潟県	1	7	1	5	6	0	1	9	
<u>40</u>	新潟市	1	7	1	5	6	0	2	7	H8. 4. 1～
<u>41</u>	1 6 富山県	1	7	1	6	6	0	1	8	
<u>42</u>	富山市	1	7	1	6	6	0	2	6	H8. 4. 1～
<u>43</u>	1 7 石川県	1	7	1	7	6	0	1	7	
<u>44</u>	金沢市	1	7	1	7	6	0	2	5	H8. 4. 1～
<u>45</u>	1 8 福井県	1	7	1	8	6	0	1	6	
<u>46</u>	1 9 山梨県	1	7	1	9	6	0	1	5	
<u>47</u>	2 0 長野県	1	7	2	0	6	0	1	2	
<u>48</u>	長野市	1	7	2	0	6	0	2	0	H11. 4. 1～
<u>49</u>	2 1 岐阜県	1	7	2	1	6	0	1	1	
<u>50</u>	岐阜市	1	7	2	1	6	0	2	9	H8. 4. 1～
<u>51</u>	2 2 静岡県	1	7	2	2	6	0	1	0	
<u>52</u>	静岡市	1	7	2	2	6	0	2	8	H8. 4. 1～
<u>53</u>	浜松市	1	7	2	2	6	0	3	6	H8. 4. 1～
<u>54</u>	2 3 愛知県	1	7	2	3	6	0	1	9	
<u>55</u>	名古屋市	1	7	2	3	6	0	2	7	
<u>56</u>	豊田市	1	7	2	3	6	0	3	5	H10. 4. 1～
<u>57</u>	豊橋市	1	7	2	3	6	0	4	3	H11. 4. 1～
<u>58</u>	岡崎市	1	7	2	3	6	0	5	0	H15. 4. 1～
<u>59</u>	2 4 三重県	1	7	2	4	6	0	1	8	
<u>60</u>	2 5 滋賀県	1	7	2	5	6	0	1	7	
<u>61</u>	大津市	1	7	2	5	6	0	2	5	H21. 4. 1～
<u>62</u>	2 6 京都府	1	7	2	6	6	0	1	6	
<u>63</u>	京都市	1	7	2	6	6	0	2	4	
<u>64</u>	2 7 大阪府	1	7	2	7	6	0	1	5	
<u>65</u>	大阪市	1	7	2	7	6	0	2	3	
<u>66</u>	堺市	1	7	2	7	6	0	3	1	H8. 4. 1～
<u>67</u>	高槻市	1	7	2	7	6	0	4	9	H15. 4. 1～
<u>68</u>	東大阪市	1	7	2	7	6	0	5	6	H17. 4. 1～
<u>69</u>	豊中市	1	7	2	7	6	0	6	4	H24. 4. 1～
<u>70</u>	枚方市	1	7	2	7	6	0	7	2	H26. 4. 1～
<u>71</u>	2 8 兵庫県	1	7	2	8	6	0	1	4	
<u>72</u>	神戸市	1	7	2	8	6	0	2	2	
<u>73</u>	姫路市	1	7	2	8	6	0	3	0	H8. 4. 1～
<u>74</u>	西宮市	1	7	2	8	6	0	4	8	H20. 4. 1～
<u>75</u>	尼崎市	1	7	2	8	6	0	5	5	H21. 4. 1～
<u>76</u>	2 9 奈良県	1	7	2	9	6	0	1	3	
<u>77</u>	奈良市	1	7	2	9	6	0	2	1	H14. 4. 1～
<u>78</u>	3 0 和歌山県	1	7	3	0	6	0	1	0	
<u>79</u>	和歌山市	1	7	3	0	6	0	2	8	H9. 4. 1～
<u>80</u>	3 1 鳥取県	1	7	3	1	6	0	1	9	
<u>81</u>	3 2 島根県	1	7	3	2	6	0	1	8	
<u>82</u>	3 3 岡山県	1	7	3	3	6	0	1	7	
<u>83</u>	岡山市	1	7	3	3	6	0	2	5	H8. 4. 1～
<u>84</u>	倉敷市	1	7	3	3	6	0	3	3	H14. 4. 1～

別 紙 児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて 新旧対照表（案）

91	3 4 広島県	1	7	3	4	6	0	1	6	
92	広島市	1	7	3	4	6	0	2	4	
93	福山市	1	7	3	4	6	0	3	2	H10. 4. 1～
94	呉市	1	7	3	4	6	0	4	0	H28. 4. 1～
95	3 5 山口県	1	7	3	5	6	0	1	5	
96	下関市	1	7	3	5	6	0	2	3	H17. 10. 1～
97	3 6 徳島県	1	7	3	6	6	0	1	4	
98	3 7 香川県	1	7	3	7	6	0	1	3	
99	高松市	1	7	3	7	6	0	2	1	H11. 4. 1～
100	3 8 愛媛県	1	7	3	8	6	0	1	2	
101	松山市	1	7	3	8	6	0	2	0	H12. 4. 1～
102	3 9 高知県	1	7	3	9	6	0	1	1	
103	高知市	1	7	3	9	6	0	2	9	H10. 4. 1～
104	4 0 福岡県	1	7	4	0	6	0	1	8	
105	北九州市	1	7	4	0	6	0	2	6	
106	福岡市	1	7	4	0	6	0	3	4	
107	久留米市	1	7	4	0	6	0	4	2	H20. 4. 1～
108	4 1 佐賀県	1	7	4	1	6	0	1	7	
109	4 2 長崎県	1	7	4	2	6	0	1	6	
110	長崎市	1	7	4	2	6	0	2	4	H9. 4. 1～
111	佐世保市	1	7	4	2	6	0	3	2	H28. 4. 1～
112	4 3 熊本県	1	7	4	3	6	0	1	5	
113	熊本市	1	7	4	3	6	0	2	3	H8. 4. 1～
114	4 4 大分県	1	7	4	4	6	0	1	4	
115	大分市	1	7	4	4	6	0	2	2	H9. 4. 1～
116	4 5 宮崎県	1	7	4	5	6	0	1	3	
117	宮崎市	1	7	4	5	6	0	2	1	H10. 4. 1～
118	4 6 鹿児島県	1	7	4	6	6	0	1	2	
119	鹿児島市	1	7	4	6	6	0	2	0	H8. 4. 1～
120	4 7 沖縄県	1	7	4	7	6	0	1	1	
121	那覇市	1	7	4	7	6	0	2	9	H25. 4. 1～

[H30. 4. 1](#)

2 児童福祉法の規定に基づく措置等に係る医療の給付

実施機関名		公費負担者番号								
都道府県 指定都市 中 核 市		法別 番号		都道府県 番号		実施機関 番号			検証 番号	備 考
1	1 北海道	5	3	0	1	6	0	1	0	H12. 4. 1～ H17. 10. 1～
2	札幌市	5	3	0	1	6	0	2	8	
3	旭川市	5	3	0	1	6	0	5	1	
4	函館市	5	3	0	1	6	0	3	6	
5	2 青森県	5	3	0	2	6	0	1	9	H18. 10. 1～ H29. 1. 1～
6	青森市	5	3	0	2	6	0	2	7	
7	八戸市	5	3	0	2	6	0	4	3	
8	3 岩手県	5	3	0	3	6	0	1	8	H20. 4. 1～
9	盛岡市	5	3	0	3	6	0	2	6	
10	4 宮城県	5	3	0	4	6	0	1	7	
11	仙台市	5	3	0	4	6	0	2	5	

85	3 4 広島県	1	7	3	4	6	0	1	6	
86	広島市	1	7	3	4	6	0	2	4	
87	福山市	1	7	3	4	6	0	3	2	H10. 4. 1～
88	呉市	1	7	3	4	6	0	4	0	H28. 4. 1～
89	3 5 山口県	1	7	3	5	6	0	1	5	
90	下関市	1	7	3	5	6	0	2	3	H17. 10. 1～
91	3 6 徳島県	1	7	3	6	6	0	1	4	
92	3 7 香川県	1	7	3	7	6	0	1	3	
93	高松市	1	7	3	7	6	0	2	1	H11. 4. 1～
94	3 8 愛媛県	1	7	3	8	6	0	1	2	
95	松山市	1	7	3	8	6	0	2	0	H12. 4. 1～
96	3 9 高知県	1	7	3	9	6	0	1	1	
97	高知市	1	7	3	9	6	0	2	9	H10. 4. 1～
98	4 0 福岡県	1	7	4	0	6	0	1	8	
99	北九州市	1	7	4	0	6	0	2	6	
100	福岡市	1	7	4	0	6	0	3	4	
101	久留米市	1	7	4	0	6	0	4	2	H20. 4. 1～
102	4 1 佐賀県	1	7	4	1	6	0	1	7	
103	4 2 長崎県	1	7	4	2	6	0	1	6	
104	長崎市	1	7	4	2	6	0	2	4	H9. 4. 1～
105	佐世保市	1	7	4	2	6	0	3	2	H28. 4. 1～
106	4 3 熊本県	1	7	4	3	6	0	1	5	
107	熊本市	1	7	4	3	6	0	2	3	H8. 4. 1～
108	4 4 大分県	1	7	4	4	6	0	1	4	
109	大分市	1	7	4	4	6	0	2	2	H9. 4. 1～
110	4 5 宮崎県	1	7	4	5	6	0	1	3	
111	宮崎市	1	7	4	5	6	0	2	1	H10. 4. 1～
112	4 6 鹿児島県	1	7	4	6	6	0	1	2	
113	鹿児島市	1	7	4	6	6	0	2	0	H8. 4. 1～
114	4 7 沖縄県	1	7	4	7	6	0	1	1	
115	那覇市	1	7	4	7	6	0	2	9	H25. 4. 1～

[H29. 1. 1](#)

2 児童福祉法の規定に基づく措置等に係る医療の給付

実施機関名		公費負担者番号								備 考
都道府県 指定都市 中 核 市		法別 番号		都道府県 番号		実施機関 番号		検証 番号		
1	1 北海道	5	3	0	1	6	0	1	0	H12. 4. 1～ H17. 10. 1～
2	札幌市	5	3	0	1	6	0	2	8	
3	旭川市	5	3	0	1	6	0	5	1	
4	函館市	5	3	0	1	6	0	3	6	
5	2 青森県	5	3	0	2	6	0	1	9	H18. 10. 1～
6	青森市	5	3	0	2	6	0	2	7	
7										
8	3 岩手県	5	3	0	3	6	0	1	8	H20. 4. 1～
9	盛岡市	5	3	0	3	6	0	2	6	
10	4 宮城県	5	3	0	4	6	0	1	7	
11	仙台市	5	3	0	4	6	0	2	5	

別 紙 児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて 新旧対照表（案）

12	5	秋田県	5	3	0	5	6	0	1	6	
13		秋田市	5	3	0	5	6	0	2	4	H9.4.1～
14	6	山形県	5	3	0	6	6	0	1	5	
15	7	福島県	5	3	0	7	6	0	1	4	
16		郡山市	5	3	0	7	6	0	4	8	H9.4.1～
17		いわき市	5	3	0	7	6	0	5	5	H11.4.1～
18		福島市	5	3	0	7	6	0	5	5	H11.4.1～
19	8	茨城県	5	3	0	8	6	0	1	3	
20	9	栃木県	5	3	0	9	6	0	1	2	
21		宇都宮市	5	3	0	9	6	0	2	0	H8.4.1～
22	10	群馬県	5	3	1	0	6	0	1	9	
23		前橋市	5	3	1	0	6	0	2	7	H21.4.1～
24		高崎市	5	3	1	0	6	0	3	5	H23.4.1～
25	11	埼玉県	5	3	1	1	6	0	1	8	
26		さいたま市	5	3	1	1	6	4	5	5	H15.4.1～
27		川越市	5	3	1	1	6	0	2	6	H15.4.1～
28		越谷市	5	3	1	1	6	2	3	2	H27.4.1～
29		川口市	5	3	1	1	6	0	4	2	H30.4.1～
30	12	千葉県	5	3	1	2	6	0	1	7	
31		千葉市	5	3	1	2	6	0	2	5	
32		船橋市	5	3	1	2	6	0	5	8	H15.4.1～
33		柏市	5	3	1	2	6	1	8	1	H20.4.1～
34	13	東京都	5	3	1	3	6	0	0	8	
35		八王子市	5	3	1	3	6	2	4	8	H27.4.1～
36	14	神奈川県	5	3	1	4	6	0	1	5	
37		横浜市	5	3	1	4	6	0	2	3	
38		川崎市	5	3	1	4	6	0	3	1	
39		横須賀市	5	3	1	4	6	0	4	9	H13.4.1～
40		相模原市	5	3	1	4	6	1	1	4	H15.4.1～
41	15	新潟県	5	3	1	5	6	0	1	4	
42		新潟市	5	3	1	5	6	0	2	2	H8.4.1～
43	16	富山県	5	3	1	6	6	0	1	3	
44		富山市	5	3	1	6	6	0	2	1	H8.4.1～
45	17	石川県	5	3	1	7	6	0	1	2	
46		金沢市	5	3	1	7	6	0	2	0	H8.4.1～
47	18	福井県	5	3	1	8	6	0	1	1	
48	19	山梨県	5	3	1	9	6	0	1	0	
49	20	長野県	5	3	2	0	6	0	1	7	
50		長野市	5	3	2	0	6	0	2	5	H11.4.1～
51	21	岐阜県	5	3	2	1	6	0	1	6	
52		岐阜市	5	3	2	1	6	0	2	4	H8.4.1～
53	22	静岡県	5	3	2	2	6	0	1	5	
54		静岡市	5	3	2	2	6	0	2	3	H8.4.1～
55		浜松市	5	3	2	2	6	0	3	1	H8.4.1～
56	23	愛知県	5	3	2	3	6	0	1	4	
57		名古屋市	5	3	2	3	6	0	2	2	
58		豊田市	5	3	2	3	6	1	3	9	H10.4.1～
59		豊橋市	5	3	2	3	6	0	3	0	H11.4.1～
60		岡崎市	5	3	2	3	6	0	4	8	H15.4.1～
61	24	三重県	5	3	2	4	6	0	1	3	
62	25	滋賀県	5	3	2	5	6	0	1	2	

12	5	秋田県	5	3	0	5	6	0	1	6	
13		秋田市	5	3	0	5	6	0	2	4	H9.4.1～
14	6	山形県	5	3	0	6	6	0	1	5	
15	7	福島県	5	3	0	7	6	0	1	4	
16		郡山市	5	3	0	7	6	0	4	8	H9.4.1～
17		いわき市	5	3	0	7	6	0	5	5	H11.4.1～
18	8	茨城県	5	3	0	8	6	0	1	3	
19	9	栃木県	5	3	0	9	6	0	1	2	
20		宇都宮市	5	3	0	9	6	0	2	0	H8.4.1～
21	10	群馬県	5	3	1	0	6	0	1	9	
22		前橋市	5	3	1	0	6	0	2	7	H21.4.1～
23		高崎市	5	3	1	0	6	0	3	5	H23.4.1～
24	11	埼玉県	5	3	1	1	6	0	1	8	
25		さいたま市	5	3	1	1	6	4	5	5	H15.4.1～
26		川越市	5	3	1	1	6	0	2	6	H15.4.1～
27		越谷市	5	3	1	1	6	2	3	2	H27.4.1～
28	12	千葉県	5	3	1	2	6	0	1	7	
29		千葉市	5	3	1	2	6	0	2	5	
30		船橋市	5	3	1	2	6	0	5	8	H15.4.1～
31		柏市	5	3	1	2	6	1	8	1	H20.4.1～
32	13	東京都	5	3	1	3	6	0	0	8	
33		八王子市	5	3	1	3	6	2	4	8	H27.4.1～
34	14	神奈川県	5	3	1	4	6	0	1	5	
35		横浜市	5	3	1	4	6	0	2	3	
36		川崎市	5	3	1	4	6	0	3	1	
37		横須賀市	5	3	1	4	6	0	4	9	H13.4.1～
38		相模原市	5	3	1	4	6	1	1	4	H15.4.1～
39	15	新潟県	5	3	1	5	6	0	1	4	
40		新潟市	5	3	1	5	6	0	2	2	H8.4.1～
41	16	富山県	5	3	1	6	6	0	1	3	
42		富山市	5	3	1	6	6	0	2	1	H8.4.1～
43	17	石川県	5	3	1	7	6	0	1	2	
44		金沢市	5	3	1	7	6	0	2	0	H8.4.1～
45	18	福井県	5	3	1	8	6	0	1	1	
46	19	山梨県	5	3	1	9	6	0	1	0	
47	20	長野県	5	3	2	0	6	0	1	7	
48		長野市	5	3	2	0	6	0	2	5	H11.4.1～
49	21	岐阜県	5	3	2	1	6	0	1	6	
50		岐阜市	5	3	2	1	6	0	2	4	H8.4.1～
51	22	静岡県	5	3	2	2	6	0	1	5	
52		静岡市	5	3	2	2	6	0	2	3	H8.4.1～
53		浜松市	5	3	2	2	6	0	3	1	H8.4.1～
54	23	愛知県	5	3	2	3	6	0	1	4	
55		名古屋市	5	3	2	3	6	0	2	2	
56		豊田市	5	3	2	3	6	1	3	9	H10.4.1～
57		豊橋市	5	3	2	3	6	0	3	0	H11.4.1～
58		岡崎市	5	3	2	3	6	0	4	8	H15.4.1～
59	24	三重県	5	3	2	4	6	0	1	3	
60	25	滋賀県	5	3	2	5	6	0	1	2	

別 紙 児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて 新旧対照表（案）

<u>63</u>	大津市	5	3	2	5	6	0	2	0	H21.4.1～		<u>61</u>	大津市	5	3	2	5	6	0	2	0	H21.4.1～	
<u>64</u>	2 6 京都府	5	3	2	6	6	0	1	1			<u>62</u>	2 6 京都府	5	3	2	6	6	0	1	1		
<u>65</u>	京都市	5	3	2	6	6	0	2	9			<u>63</u>	京都市	5	3	2	6	6	0	2	9		
<u>66</u>	2 7 大阪府	5	3	2	7	6	0	1	0			<u>64</u>	2 7 大阪府	5	3	2	7	6	0	1	0		
<u>67</u>	大阪市	5	3	2	7	6	0	2	8			<u>65</u>	大阪市	5	3	2	7	6	0	2	8		
<u>68</u>	堺市	5	3	2	7	6	0	3	6	H8.4.1～		<u>66</u>	堺市	5	3	2	7	6	0	3	6	H8.4.1～	
<u>69</u>	高槻市	5	3	2	7	6	0	9	3	H15.4.1～		<u>67</u>	高槻市	5	3	2	7	6	0	9	3	H15.4.1～	
<u>70</u>	東大阪市	5	3	2	7	6	2	9	1	H17.4.1～		<u>68</u>	東大阪市	5	3	2	7	6	2	9	1	H17.4.1～	
<u>71</u>	豊中市	5	3	2	7	6	0	5	1	H24.4.1～		<u>69</u>	豊中市	5	3	2	7	6	0	5	1	H24.4.1～	
<u>72</u>	枚方市	5	3	2	7	6	1	2	7	H26.4.1～		<u>70</u>	枚方市	5	3	2	7	6	1	2	7	H26.4.1～	
<u>73</u>	<u>八尾市</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>H30.4.1～</u>													
<u>74</u>	2 8 兵庫県	5	3	2	8	6	0	1	9			<u>71</u>	2 8 兵庫県	5	3	2	8	6	0	1	9		
<u>75</u>	神戸市	5	3	2	8	6	0	2	7			<u>72</u>	神戸市	5	3	2	8	6	0	2	7		
<u>76</u>	姫路市	5	3	2	8	6	0	3	5	H8.4.1～		<u>73</u>	姫路市	5	3	2	8	6	0	3	5	H8.4.1～	
<u>77</u>	西宮市	5	3	2	8	6	0	6	8	H20.4.1～		<u>74</u>	西宮市	5	3	2	8	6	0	6	8	H20.4.1～	
<u>78</u>	尼崎市	5	3	2	8	6	0	4	3	H21.4.1～		<u>75</u>	尼崎市	5	3	2	8	6	0	4	3	H21.4.1～	
<u>79</u>	<u>明石市</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>8</u>	<u>6</u>	<u>0</u>	<u>5</u>	<u>0</u>	<u>H30.4.1～</u>													
<u>80</u>	2 9 奈良県	5	3	2	9	6	0	1	8			<u>76</u>	2 9 奈良県	5	3	2	9	6	0	1	8		
<u>81</u>	奈良市	5	3	2	9	6	0	2	6	H14.4.1～		<u>77</u>	奈良市	5	3	2	9	6	0	2	6	H14.4.1～	
<u>82</u>	3 0 和歌山県	5	3	3	0	6	0	1	5			<u>78</u>	3 0 和歌山県	5	3	3	0	6	0	1	5		
<u>83</u>	和歌山市	5	3	3	0	6	0	2	3	H9.4.1～		<u>79</u>	和歌山市	5	3	3	0	6	0	2	3	H9.4.1～	
<u>84</u>	3 1 鳥取県	5	3	3	1	6	0	1	4			<u>80</u>	3 1 鳥取県	5	3	3	1	6	0	1	4		
<u>85</u>	<u>鳥取市</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>H30.4.1～</u>													
<u>86</u>	3 2 島根県	5	3	3	2	6	0	1	3			<u>81</u>	3 2 島根県	5	3	3	2	6	0	1	3		
<u>87</u>	<u>松江市</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>6</u>	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>H30.4.1～</u>													
<u>88</u>	3 3 岡山県	5	3	3	3	6	0	1	2			<u>82</u>	3 3 岡山県	5	3	3	3	6	0	1	2		
<u>89</u>	岡山市	5	3	3	3	6	0	2	0	H8.4.1～		<u>83</u>	岡山市	5	3	3	3	6	0	2	0	H8.4.1～	
<u>90</u>	倉敷市	5	3	3	3	6	0	3	8	H14.4.1～		<u>84</u>	倉敷市	5	3	3	3	6	0	3	8	H14.4.1～	
<u>91</u>	3 4 広島県	5	3	3	4	6	0	1	1			<u>85</u>	3 4 広島県	5	3	3	4	6	0	1	1		
<u>92</u>	広島市	5	3	3	4	6	0	2	9			<u>86</u>	広島市	5	3	3	4	6	0	2	9		
<u>93</u>	福山市	5	3	3	4	6	0	8	6	H10.4.1～		<u>87</u>	福山市	5	3	3	4	6	0	8	6	H10.4.1～	
<u>94</u>	呉市	5	3	3	4	6	0	3	7	H28.4.1～		<u>88</u>	呉市	5	3	3	4	6	0	3	7	H28.4.1～	
<u>95</u>	3 5 山口県	5	3	3	5	6	0	1	0			<u>89</u>	3 5 山口県	5	3	3	5	6	0	1	0		
<u>96</u>	下関市	5	3	3	5	6	8	4	6	H17.10.1～		<u>90</u>	下関市	5	3	3	5	6	8	4	6	H17.10.1～	
<u>97</u>	3 6 徳島県	5	3	3	6	6	0	1	9			<u>91</u>	3 6 徳島県	5	3	3	6	6	0	1	9		
<u>98</u>	3 7 香川県	5	3	3	7	6	0	1	8			<u>92</u>	3 7 香川県	5	3	3	7	6	0	1	8		
<u>99</u>	高松市	5	3	3	7	6	0	2	6	H11.4.1～		<u>93</u>	高松市	5	3	3	7	6	0	2	6	H11.4.1～	
<u>100</u>	3 8 愛媛県	5	3	3	8	6	0	1	7			<u>94</u>	3 8 愛媛県	5	3	3	8	6	0	1	7		
<u>101</u>	松山市	5	3	3	8	6	0	2	5	H12.4.1～		<u>95</u>	松山市	5	3	3	8	6	0	2	5	H12.4.1～	
<u>102</u>	3 9 高知県	5	3	3	9	6	0	1	6			<u>96</u>	3 9 高知県	5	3	3	9	6	0	1	6		
<u>103</u>	高知市	5	3	3	9	6	0	2	4	H10.4.1～		<u>97</u>	高知市	5	3	3	9	6	0	2	4	H10.4.1～	
<u>104</u>	4 0 福岡県	5	3	4	0	6	0	1	3			<u>98</u>	4 0 福岡県	5	3	4	0	6	0	1	3		
<u>105</u>	北九州市	5	3	4	0	6	0	2	1			<u>99</u>	北九州市	5	3	4	0	6	0	2	1		
<u>106</u>	福岡市	5	3	4	0	6	0	3	9			<u>100</u>	福岡市	5	3	4	0	6	0	3	9		
<u>107</u>	久留米市	5	3	4	0	6	0	5	4	H20.4.1～		<u>101</u>	久留米市	5	3	4	0	6	0	5	4	H20.4.1～	
<u>108</u>	4 1 佐賀県	5	3	4	1	6	0	1	2			<u>102</u>	4 1 佐賀県	5	3	4	1	6	0	1	2		
<u>109</u>	4 2 長崎県	5	3	4	2	6	0	1	1			<u>103</u>	4 2 長崎県	5	3	4	2	6	0	1	1		
<u>110</u>	長崎市	5	3	4	2	6	0	2	9	H9.4.1～		<u>104</u>	長崎市	5	3	4	2	6	0	2	9	H9.4.1～	
<u>111</u>	佐世保市	5	3	4	2	6	0	3	7	H28.4.1～		<u>105</u>	佐世保市	5	3	4	2	6	0	3	7	H28.4.1～	
<u>112</u>	4 3 熊本県	5	3	4	3	6	0	1	0			<u>106</u>	4 3 熊本県	5	3	4	3	6	0	1	0		
<u>113</u>	熊本市	5	3	4	3	6	0	2	8	H8.4.1～		<u>107</u>	熊本市	5	3	4	3	6	0	2	8	H8.4.1～	

別 紙 児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて 新旧対照表（案）

114	4 4 大分県	5	3	4	4	6	0	1	9	
115	大分市	5	3	4	4	6	0	2	7	H9. 4. 1～
116	4 5 宮崎県	5	3	4	5	6	0	1	8	
117	宮崎市	5	3	4	5	6	0	2	6	H10. 4. 1～
118	4 6 鹿児島県	5	3	4	6	6	0	1	7	
119	鹿児島市	5	3	4	6	6	0	2	5	H8. 4. 1～
120	4 7 沖縄県	5	3	4	7	6	0	1	6	
121	那覇市	5	3	4	7	6	0	2	4	H25. 4. 1～
別添 3 (略)										

108	4 4 大分県	5	3	4	4	6	0	1	9	
109	大分市	5	3	4	4	6	0	2	7	H9. 4. 1～
110	4 5 宮崎県	5	3	4	5	6	0	1	8	
111	宮崎市	5	3	4	5	6	0	2	6	H10. 4. 1～
112	4 6 鹿児島県	5	3	4	6	6	0	1	7	
113	鹿児島市	5	3	4	6	6	0	2	5	H8. 4. 1～
114	4 7 沖縄県	5	3	4	7	6	0	1	6	
115	那覇市	5	3	4	7	6	0	2	4	H25. 4. 1～
別添 3 (略)										

(改正後全文)

雇児福発 0331 第 1 号
雇児母発 0331 第 2 号
障障発 0331 第 2 号
平成 27 年 3 月 31 日

[改正経過]

第 1 次改正雇児福発 0401 第 2 号・雇児母発 0401 第 3 号、障障発 0401 第 1 号 平成 28 年 4 月 1 日
第 2 次改正雇児福発 1129 第 1 号・雇児母発 1129 第 1 号、障障発 1129 第 1 号 平成 28 年 11 月 29 日
第 3 次改正子福発 0329 第 1 号・子母発 0329 第 2 号、障障発 0329 第 6 号 平成 30 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長・衛生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
（公印省略）
雇用均等・児童家庭局母子保健課長
（公印省略）
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて

標記については、「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の老人医療費の支払の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う育成医療費等公費負担医療の取扱いについて」（昭和 49 年 9 月 27 日児発第 618 号）により通知しているところであるが、その具体的な事務処理を下記のとおり定め、平成 29 年 1 月 1 日から適用することとしたので、その円滑な実施を図るようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

- 第 1 療育の給付に係る医療の給付に関する事務処理について
- 1 療育券の様式については、別添 1 を参考とされたい。
 - 2 公費負担者番号及び受給者番号の設定方法について

(1) 公費負担者番号の設定方法

公費負担者番号は、別添 2 のとおり、全国統一的に設定することとし、その構成及び設定方法は、次のとおりであること。

└──────────┘		└──────────┘		└──────────┘		└──────────┘	
法別番号①		都道府県番号②		実施機関番号③		検証番号④	

ア 法別番号①（2桁）

- 療育の給付の法別番号は「17」であること。

イ 都道府県番号②（2桁）

「保険者番号等の設定について」（昭和 51 年 8 月 7 日保発第 45 号・庁保発第 34 号）の別表 2 に定める番号とすること（総務省採用の都道府県番号と同様）。

ウ 実施機関番号③（3桁）

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の実施機関番号は、別添 2 のとおりとすること。

エ 検証番号④（1桁）

次の方式により算定していること。

- i) 実施機関番号の末尾の桁を起点として順次 2 と 1 を乗じる。
- ii) i) で算出した積の和を求める。ただし、積が 2 桁となる場合は、1 桁目と 2 桁目の数字の和とする。
- iii) 10 と ii) で算出した数字の下 1 桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、ii) で算出した数字の 1 の位の数 が 0 のときは検証番号を 0 とする。

例)

法 番	別 号	都道府県 番	号	実施機関 番	号	号
1	7	0	1	6	0	1
×	×	×	×	×	×	×
2	1	2	1	2	1	2
$2 + 7 + 0 + 1 + (1 + 2) + 0 + 2 = 15$						
$10 - 5 = \boxed{5} \cdots \text{検証番号}$						

(2) 受給者番号の設定方法

受給者番号は、各公費負担医療区分及び当該公費負担医療に係る実施機関区分ごとに設定するものとし、番号の構成及び設定方法は、次のとおりであること。

└──────────┘						└──────────┘
受給者区分（6けた）						検証番号

ア 番号の設定に当たっては、各実施機関及び公費負担医療区分ごとに「000001」から順次設定すること。

イ 番号の設定に当たっては、次の点に留意すること。

(ア) アルファベット等数字以外のものは使用しないこと。

(イ) 使用しない桁については「0」を附すること。

ウ 検証番号は、(1)のエと同様の方法により算出すること。

3 審査支払機関に対する審査支払事務の委託契約等について

- (1) 国民健康保険団体連合会に対する審査支払事務の委託契約等について
国民健康保険団体連合会に対する審査支払事務の委託契約等については、「養育医療費等公費負担医療の給付にかかる診療報酬等の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について」（平成25年2月28日雇児発0228第2号）によること。
- (2) 社会保険診療報酬支払基金に対する審査支払事務の委託契約等について
社会保険診療報酬支払基金に対する審査支払事務の委託契約等については「生活保護法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和28年3月31日社乙発第49号）によること。

第2 児童福祉法の規定に基づく措置等に係る医療の給付に関する事務処理について

1 受診券の様式について

児童福祉法の規定に基づく措置等に係る医療の給付に係る受診券の様式については、別添3のとおりとすること。

なお、従来各実施機関において、いわゆる受診券を交付することとしている場合にあっては、当分の間当該受診券の様式に所要の修正を加えたものをもって、今回示された受診券とみなして差し支えないこと。

2 受診券の記載方法について

(1) 「公費負担者(支弁義務者)番号」及び「受給者(児童(者))番号」欄は、次の3に定めるところにより設定された番号を記載すること。

(2) 「交付番号」欄は、当該公費負担者(支弁義務者)に係る受診券の交付につき、交付の日付順に一連番号を記載すること。

したがって、各施設等種別ごとの「児童(者)番号」の全施設等の合計数は、当該公費負担者(支弁義務者)にかかる最終交付時における「交付番号」と合致するものであること。

(3) 「受診児童(者)の氏名」欄については、里親や小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童は、里親の姓を使用し、生活している場合もあることから、この氏名欄は児童の戸籍上の氏名に加え、里親の姓を併記するなど、児童に配慮した記載内容とすること。

3 公費負担者(支弁義務者)番号及び受給者(児童(者))番号の設定方法について

(1) 公費負担者(支弁義務者)番号の設定方法

ア 番号の構成は、第1の2(1)と同様であること。

イ 法別番号は、「53」であること。

ウ 都道府県番号及び実施機関番号については、第1の2に準じること

エ 検証番号は、第1の2(1)エと同様の方法により算出すること。

(2) 受給者(児童(者))番号の設定方法

ア 施設等番号は、次の表に定める施設等区分及び番号帯区分により、若い番号から順次設定することとし、使用しない桁には「0」を付すること。

施設等区分	番号帯	施設等区分	番号帯
児童養護施設	001～100	医療型障害児入所施設	171～190
児童自立支援施設	101～110	※1 指定発達支援医療機関（肢体不自由児）	191～200
福祉型障害児入所施設	111～170	〃（重症心身障害児）	201～210
児童心理治療施設	221～230	※2 ファミリーホーム	211～220
乳児院	231～280	ファミリーホーム・里親	501～899
医療型児童発達支援センター	281～300	福祉施設（※3 のぞみの園）	900
助産施設	301～500	一時保護所	901～999

※1 指定発達支援医療機関とは、児童福祉法第6条の2第3項に規定する独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものをいう。

※2 ファミリーホームとは、児童福祉法第6条の3第8項に規定する「小規模住居型児童養育事業」をいう。

※3 のぞみの園とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」をいう。

イ 施設等番号は、都道府県単位で設定することとし、実施機関ごとには、設定しないものであること。

なお、施設等番号を設定した場合は、当該実施県内における関係各実施機関に対し、施設等番号を通知するものとする。

おって、他の都道府県に措置を委託している場合には、他の都道府県で設定した施設等番号にかかわらず、当該実施都道府県で一施設として番号を設定すること。

ウ 児童(者)番号は、実施機関ごとに設定するものであること。なお、児童(者)番号の設定の方法は、第1の2(2)に定めるところに準じて行うこと。

おって、児童(者)番号の設定に当たり、施設入所者等全員について児童(者)番号の設定を行うか、医療機関で受診したものについてのみ行うかについては、各実施機関の実情に応じて行うこと。

エ 検証番号は、第1の2(1)エと同様の方法により算出すること。

4 審査支払機関に対する審査支払事務の委託契約等について

(1) 国民健康保険団体連合会に対する審査支払事務の委託契約等について
国民健康保険団体連合会に対する審査支払事務の委託契約等については、「養育医療費等公費負担医療の給付にかかる診療報酬等の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について」（平成25年2月28日雇児発0228第2号）によること。

(2) 社会保険診療報酬支払基金に対する審査支払事務の委託契約等について
社会保険診療報酬支払基金に対する審査支払事務の委託契約等については、「生活保護法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和28年3月31日社乙発第49号）によること。

5 留意事項

児童福祉法に基づく措置等に係る医療の給付の受診券について、実施機関は、

- ・里親家庭で生活している児童が里親の姓を使用している場合には、
 - ① 受診券の氏名の記載について、戸籍上の氏名に加え、里親の姓を併記すること
 - ② 医療機関や薬局においては戸籍上の氏名ではなく里親の姓で呼び出しをしてもらえるよう周知することなど、児童に配慮した対応とすること。
- ・医療機関や薬局において受診券が認知され、円滑に使用できるよう医療機関や薬局に対し周知すること

等が求められている。

については、実施機関は、里親家庭等の児童が安心して受診券を利用できるよう、その記載等について十分配慮すること。また、受診券の取扱いや対応等について、医療機関や薬局に対し、十分に周知すること。（国会においても以下（参考）のような質疑あり。）

（参考：平成28年10月25日の参議院厚生労働委員会での受診券に関連する発言の概要）

○山本香苗委員

二点目は受診券についてであります。

里親家庭、養護施設で生活している子供は病気やけがをしたときに、児童福祉法に基づいて児童相談所が発行した受診券、これをもって医療機関で受診をします。医療機関で受診券を提示すれば、初診料や薬代といったものは一切里親の負担になりません。

しかし、この受診券を病院で提示したら、これは何ですかと、うちでは使えませんと診察を拒否されるケースが大変多いと。また、病院で治療を受けられたとしても、今度、処方箋をもって薬局に行ったらまた同じように、これは何ですかと、うちでは使えませんと。そういう形で何軒も薬局を回って、走り回ったと、こういう話はもう山とあるわけなんです。

また、受診券のこの氏名欄のところに、里親さんの名字を使用している都道府県もありますけれども、戸籍上の名字しか認めていない都道府県もあります。そもそも受診券というものは、通常健康保険証と異なるために、使うときに子供たちが引け目を感じています。身分証明書にも使えないそうです。銀行でどうのこうの言われて何となく傷ついたとか、また、普通にみんなと同じがいいと、そのような子供たちからの声も寄せられております。大人からすると小さなこと、ささいなことかもしれませんが、虐待経験等を受けた子供がこうしたこと一つ一つで心の傷を深めている可能性があります。

子供たちと里親さんたちが是非この受診券を薬局を含めた医療機関で安心して使えるように、是非周知徹底していただきたいと思います。と同時に、受診券への記載等につきまして、今申し上げましたけど、通称名を認めている、認めていない、ばらばらじゃなくて、一様にきちっと通称名を認めると。こう

すれば診察券のところに通称が書かれて、違う名前と呼ばれなくて良いんですよ。ぜひこの二点やっていただきたいと思います、お願いします。

○吉田政府参考人

今御指摘いただきました里親に委託されているお子さんの医療費、受診券の点についてでございますけれども、まず、今御指摘いただきましたように、医療機関あるいは薬局においてこの受診券を知らなかったために受診に当たったのトラブルがあるというお話をいただきました。これにつきまして、まず私どもとしては、改めてではありますけれども、医療機関がきちっと配慮していただきますように、自治体ですとか医療関係団体などを通じて、きちっとこの受診券の意義や機能について周知徹底をさせていただきたいというのが一つでございます。

それからもう一つは、受診券の記載の問題、御指摘をいただきました。私ども、受診券の様式については課長通知という形で示しておりまして、その中の氏名という欄があって、そこには、今お話ございましたように、子供の氏名の欄に里親の姓の記載を認めないと、要するに通称を認めないという例があるということも承知しております。別途、逆に、通称を認めるというか、併記をするという形で行っている自治体もあります。なかなかどうしても、公的に同一姓を確認するという意味では、ある程度併記という形でこの人はどういう人かということが認められないかなというのがこれまでの考え方でございますけれども、今申し上げたような、子供の氏名の欄に、戸籍上の氏名に加えて里親の姓による氏名を記載できるようにして、例えばその場で呼ぶときにはそちら側で呼んでいただくとか、そういう配慮をしていただけるということを改めて自治体に通知をして徹底をしてまいりたいというふうに思っております。

別添 1

療育券								
公費負担者番号								
受給者番号								
受診者	ふりがな 氏名						性別	
	生年月日		平成 年 月 日					
申請者	氏名							
	住所							
指定療育機関	名称							
	所在地							
	電話番号							
診療予定期間	平成 年 月 日 から平成 年 月 日 まで							
有効期間	平成 年 月 日 から平成 年 月 日 まで							
（都道府県知事 指定都市市長 中核市市長） 名及び印								
交付年月日	平成 年 月 日							

別添2 「公費負担者番号」一覧 H30.4.1

1 療育の給付

	実施機関名 都道府県 指定都市 中核市	公費負担者番号				備考
		法別 番号	都道府 県 番号	実施機関 番号	検証 番号	
1	1 北海道	1 7	0 1	6 0	1 5	
2	札幌市	1 7	0 1	6 0	2 3	
3	旭川市	1 7	0 1	6 0	3 1	H12.4.1～
4	函館市	1 7	0 1	6 0	4 9	H17.10.1～
5	2 青森県	1 7	0 2	6 0	1 4	
6	青森市	1 7	0 2	6 0	2 2	H18.10.1～
7	八戸市	1 7	0 2	6 0	3 0	H29.1.1～
8	3 岩手県	1 7	0 3	6 0	1 3	
9	盛岡市	1 7	0 3	6 0	2 1	H20.4.1～
10	4 宮城県	1 7	0 4	6 0	1 2	
11	仙台市	1 7	0 4	6 0	2 0	
12	5 秋田県	1 7	0 5	6 0	1 1	
13	秋田市	1 7	0 5	6 0	2 9	H9.4.1～
14	6 山形県	1 7	0 6	6 0	1 0	
15	7 福島県	1 7	0 7	6 0	1 9	
16	郡山市	1 7	0 7	6 0	2 7	H9.4.1～
17	いわき市	1 7	0 7	6 0	3 5	H11.4.1～
18	福島市	1 7	0 7	6 0	4 3	H30.4.1～
19	8 茨城県	1 7	0 8	6 0	1 8	
20	9 栃木県	1 7	0 9	6 0	1 7	
21	宇都宮市	1 7	0 9	6 0	2 5	H8.4.1～
22	10 群馬県	1 7	1 0	6 0	1 4	
23	前橋市	1 7	1 0	6 0	2 2	H21.4.1～
24	高崎市	1 7	1 0	6 0	3 0	H23.4.1～
25	11 埼玉県	1 7	1 1	6 0	1 3	
26	さいたま市	1 7	1 1	6 0	2 1	H15.4.1～
27	川越市	1 7	1 1	6 0	3 9	H15.4.1～
28	越谷市	1 7	1 1	6 0	4 7	H27.4.1～
29	川口市	1 7	1 1	6 0	5 4	H30.4.1～
30	12 千葉県	1 7	1 2	6 0	1 2	
31	千葉市	1 7	1 2	6 0	2 0	
32	船橋市	1 7	1 2	6 0	3 8	H15.4.1～
33	柏市	1 7	1 2	6 0	4 6	H20.4.1～
34	13 東京都	1 7	1 3	6 0	1 1	
35	八王子市	1 7	1 3	1 2	4 4	H27.4.1～
36	14 神奈川県	1 7	1 4	6 0	1 0	
37	横浜市	1 7	1 4	6 0	2 8	
38	川崎市	1 7	1 4	6 0	3 6	
39	横須賀市	1 7	1 4	6 0	4 4	H13.4.1～
40	相模原市	1 7	1 4	6 0	5 1	H15.4.1～
41	15 新潟県	1 7	1 5	6 0	1 9	
42	新潟市	1 7	1 5	6 0	2 7	H8.4.1～
43	16 富山県	1 7	1 6	6 0	1 8	
44	富山市	1 7	1 6	6 0	2 6	H8.4.1～
45	17 石川県	1 7	1 7	6 0	1 7	
46	金沢市	1 7	1 7	6 0	2 5	H8.4.1～
47	18 福井県	1 7	1 8	6 0	1 6	
48	19 山梨県	1 7	1 9	6 0	1 5	
49	20 長野県	1 7	2 0	6 0	1 2	
50	長野市	1 7	2 0	6 0	2 0	H11.4.1～
51	21 岐阜県	1 7	2 1	6 0	1 1	
52	岐阜市	1 7	2 1	6 0	2 9	H8.4.1～
53	22 静岡県	1 7	2 2	6 0	1 0	
54	静岡市	1 7	2 2	6 0	2 8	H8.4.1～
55	浜松市	1 7	2 2	6 0	3 6	H8.4.1～
56	23 愛知県	1 7	2 3	6 0	1 9	
57	名古屋市	1 7	2 3	6 0	2 7	
58	豊田市	1 7	2 3	6 0	3 5	H10.4.1～
59	豊橋市	1 7	2 3	6 0	4 3	H11.4.1～
60	岡崎市	1 7	2 3	6 0	5 0	H15.4.1～

	実施機関名 都道府県 指定都市 中 核 市	公費負担者番号				備考
		法別 番号	都道府 県 番号	実施機関 番号	検証 番号	
61	2 4 三重県	1 7	2 4	6 0	1 8	
62	2 5 滋賀県	1 7	2 5	6 0	1 7	
63	大津市	1 7	2 5	6 0	2 5	H21. 4. 1～
64	2 6 京都府	1 7	2 6	6 0	1 6	
65	京都市	1 7	2 6	6 0	2 4	
66	2 7 大阪府	1 7	2 7	6 0	1 5	
67	大阪市	1 7	2 7	6 0	2 3	
68	堺市	1 7	2 7	6 0	3 1	H8. 4. 1～
69	高槻市	1 7	2 7	6 0	4 9	H15. 4. 1～
70	東大阪市	1 7	2 7	6 0	5 6	H17. 4. 1～
71	豊中市	1 7	2 7	6 0	6 4	H24. 4. 1～
72	枚方市	1 7	2 7	6 0	7 2	H26. 4. 1～
73	八尾市	1 7	2 7	6 0	8 0	H30. 4. 1～
74	2 8 兵庫県	1 7	2 8	6 0	1 4	
75	神戸市	1 7	2 8	6 0	2 2	
76	姫路市	1 7	2 8	6 0	3 0	H8. 4. 1～
77	西宮市	1 7	2 8	6 0	4 8	H20. 4. 1～
78	尼崎市	1 7	2 8	6 0	5 5	H21. 4. 1～
79	明石市	1 7	2 8	6 0	6 3	H30. 4. 1～
80	2 9 奈良県	1 7	2 9	6 0	1 3	
81	奈良市	1 7	2 9	6 0	2 1	H14. 4. 1～
82	3 0 和歌山県	1 7	3 0	6 0	1 0	
83	和歌山市	1 7	3 0	6 0	2 8	H9. 4. 1～
84	3 1 鳥取県	1 7	3 1	6 0	1 9	
85	鳥取市	1 7	3 1	6 0	2 7	H30. 4. 1～
86	3 2 島根県	1 7	3 2	6 0	1 8	
87	松江市	1 7	3 2	6 0	2 6	H30. 4. 1～
88	3 3 岡山県	1 7	3 3	6 0	1 7	
89	岡山市	1 7	3 3	6 0	2 5	H8. 4. 1～
90	倉敷市	1 7	3 3	6 0	3 3	H14. 4. 1～
91	3 4 広島県	1 7	3 4	6 0	1 6	
92	広島市	1 7	3 4	6 0	2 4	
93	福山市	1 7	3 4	6 0	3 2	H10. 4. 1～
94	呉市	1 7	3 4	6 0	4 0	H28. 4. 1～
95	3 5 山口県	1 7	3 5	6 0	1 5	
96	下関市	1 7	3 5	6 0	2 3	H17. 10. 1～
97	3 6 徳島県	1 7	3 6	6 0	1 4	
98	3 7 香川県	1 7	3 7	6 0	1 3	
99	高松市	1 7	3 7	6 0	2 1	H11. 4. 1～
100	3 8 愛媛県	1 7	3 8	6 0	1 2	
101	松山市	1 7	3 8	6 0	2 0	H12. 4. 1～
102	3 9 高知県	1 7	3 9	6 0	1 1	
103	高知市	1 7	3 9	6 0	2 9	H10. 4. 1～
104	4 0 福岡県	1 7	4 0	6 0	1 8	
105	北九州市	1 7	4 0	6 0	2 6	
106	福岡市	1 7	4 0	6 0	3 4	
107	久留米市	1 7	4 0	6 0	4 2	H20. 4. 1～
108	4 1 佐賀県	1 7	4 1	6 0	1 7	
109	4 2 長崎県	1 7	4 2	6 0	1 6	
110	長崎市	1 7	4 2	6 0	2 4	H9. 4. 1～
111	佐世保市	1 7	4 2	6 0	3 2	H28. 4. 1～
112	4 3 熊本県	1 7	4 3	6 0	1 5	
113	熊本市	1 7	4 3	6 0	2 3	H8. 4. 1～
114	4 4 大分県	1 7	4 4	6 0	1 4	
115	大分市	1 7	4 4	6 0	2 2	H9. 4. 1～
116	4 5 宮崎県	1 7	4 5	6 0	1 3	
117	宮崎市	1 7	4 5	6 0	2 1	H10. 4. 1～
118	4 6 鹿児島県	1 7	4 6	6 0	1 2	
119	鹿児島市	1 7	4 6	6 0	2 0	H8. 4. 1～
120	4 7 沖縄県	1 7	4 7	6 0	1 1	
121	那覇市	1 7	4 7	6 0	2 9	H25. 4. 1～

2 児童福祉法の規定に基づく措置等に係る医療の給付

	実施機関名		公費負担者番号								
	都道府県 指定都市 中核市		法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号		検証 番号		備考		
1	1	北海道	5	3	0	1	6	0	1	0	
2		札幌市	5	3	0	1	6	0	2	8	
3		旭川市	5	3	0	1	6	0	5	1	H12. 4. 1～
4		函館市	5	3	0	1	6	0	3	6	H17. 10. 1～
5	2	青森県	5	3	0	2	6	0	1	9	
6		青森市	5	3	0	2	6	0	2	7	H18. 10. 1～
7		八戸市	5	3	0	2	6	0	4	3	H29. 1. 1～
8	3	岩手県	5	3	0	3	6	0	1	8	
9		盛岡市	5	3	0	3	6	0	2	6	H20. 4. 1～
10	4	宮城県	5	3	0	4	6	0	1	7	
11		仙台市	5	3	0	4	6	0	2	5	
12	5	秋田県	5	3	0	5	6	0	1	6	
13		秋田市	5	3	0	5	6	0	2	4	H9. 4. 1～
14	6	山形県	5	3	0	6	6	0	1	5	
15	7	福島県	5	3	0	7	6	0	1	4	
16		郡山市	5	3	0	7	6	0	4	8	H9. 4. 1～
17		いわき市	5	3	0	7	6	0	5	5	H11. 4. 1～
18		福島市	5	3	0	7	6	0	2	2	H30. 4. 1～
19	8	茨城県	5	3	0	8	6	0	1	3	
20	9	栃木県	5	3	0	9	6	0	1	2	
21		宇都宮市	5	3	0	9	6	0	2	0	H8. 4. 1～
22	1 0	群馬県	5	3	1	0	6	0	1	9	
23		前橋市	5	3	1	0	6	0	2	7	H21. 4. 1～
24		高崎市	5	3	1	0	6	0	3	5	H23. 4. 1～
25	1 1	埼玉県	5	3	1	1	6	0	1	8	
26		さいたま市	5	3	1	1	6	4	5	5	H15. 4. 1～
27		川越市	5	3	1	1	6	0	2	6	H15. 4. 1～
28		越谷市	5	3	1	1	6	2	3	2	H27. 4. 1～
29		川口市	5	3	1	1	6	0	4	2	H30. 4. 1～
30	1 2	千葉県	5	3	1	2	6	0	1	7	
31		千葉市	5	3	1	2	6	0	2	5	
32		船橋市	5	3	1	2	6	0	5	8	H15. 4. 1～
33		柏市	5	3	1	2	6	1	8	1	H20. 4. 1～
34	1 3	東京都	5	3	1	3	6	0	0	8	
35		八王子市	5	3	1	3	6	2	4	8	H27. 4. 1～
36	1 4	神奈川県	5	3	1	4	6	0	1	5	
37		横浜市	5	3	1	4	6	0	2	3	
38		川崎市	5	3	1	4	6	0	3	1	
39		横須賀市	5	3	1	4	6	0	4	9	H13. 4. 1～
40		相模原市	5	3	1	4	6	1	1	4	H15. 4. 1～
41	1 5	新潟県	5	3	1	5	6	0	1	4	
42		新潟市	5	3	1	5	6	0	2	2	H8. 4. 1～
43	1 6	富山県	5	3	1	6	6	0	1	3	
44		富山市	5	3	1	6	6	0	2	1	H8. 4. 1～
45	1 7	石川県	5	3	1	7	6	0	1	2	
46		金沢市	5	3	1	7	6	0	2	0	H8. 4. 1～
47	1 8	福井県	5	3	1	8	6	0	1	1	
48	1 9	山梨県	5	3	1	9	6	0	1	0	
49	2 0	長野県	5	3	2	0	6	0	1	7	
50		長野市	5	3	2	0	6	0	2	5	H11. 4. 1～
51	2 1	岐阜県	5	3	2	1	6	0	1	6	
52		岐阜市	5	3	2	1	6	0	2	4	H8. 4. 1～
53	2 2	静岡県	5	3	2	2	6	0	1	5	
54		静岡市	5	3	2	2	6	0	2	3	H8. 4. 1～
55		浜松市	5	3	2	2	6	0	3	1	H8. 4. 1～
56	2 3	愛知県	5	3	2	3	6	0	1	4	
57		名古屋市	5	3	2	3	6	0	2	2	
58		豊田市	5	3	2	3	6	1	3	9	H10. 4. 1～
59		豊橋市	5	3	2	3	6	0	3	0	H11. 4. 1～
60		岡崎市	5	3	2	3	6	0	4	8	H15. 4. 1～

	実施機関名		公費負担者番号								備考
	都道府県 指定都市 中核市		法別 番号		都道府県 番号		実施機関 番号		検証 番号		
61	2 4 三重県		5	3	2	4	6	0	1	3	
62	2 5 滋賀県		5	3	2	5	6	0	1	2	
63	大津市		5	3	2	5	6	0	2	0	H21. 4. 1～
64	2 6 京都府		5	3	2	6	6	0	1	1	
65	京都市		5	3	2	6	6	0	2	9	
66	2 7 大阪府		5	3	2	7	6	0	1	0	
67	大阪市		5	3	2	7	6	0	2	8	
68	堺市		5	3	2	7	6	0	3	6	H8. 4. 1～
69	高槻市		5	3	2	7	6	0	9	3	H15. 4. 1～
70	東大阪市		5	3	2	7	6	2	9	1	H17. 4. 1～
71	豊中市		5	3	2	7	6	0	5	1	H24. 4. 1～
72	枚方市		5	3	2	7	6	1	2	7	H26. 4. 1～
73	八尾市		5	3	2	7	6	1	4	3	H30. 4. 1～
74	2 8 兵庫県		5	3	2	8	6	0	1	9	
75	神戸市		5	3	2	8	6	0	2	7	
76	姫路市		5	3	2	8	6	0	3	5	H8. 4. 1～
77	西宮市		5	3	2	8	6	0	6	8	H20. 4. 1～
78	尼崎市		5	3	2	8	6	0	4	3	H21. 4. 1～
79	明石市		5	3	2	8	6	0	5	0	H30. 4. 1～
80	2 9 奈良県		5	3	2	9	6	0	1	8	
81	奈良市		5	3	2	9	6	0	2	6	H14. 4. 1～
82	3 0 和歌山県		5	3	3	0	6	0	1	5	
83	和歌山市		5	3	3	0	6	0	2	3	H9. 4. 1～
84	3 1 鳥取県		5	3	3	1	6	0	1	4	
85	鳥取市		5	3	3	1	6	0	2	2	H30. 4. 1～
86	3 2 島根県		5	3	3	2	6	0	1	3	
87	松江市		5	3	3	2	6	0	2	1	H30. 4. 1～
88	3 3 岡山県		5	3	3	3	6	0	1	2	
89	岡山市		5	3	3	3	6	0	2	0	H8. 4. 1～
90	倉敷市		5	3	3	3	6	0	3	8	H14. 4. 1～
91	3 4 広島県		5	3	3	4	6	0	1	1	
92	広島市		5	3	3	4	6	0	2	9	
93	福山市		5	3	3	4	6	0	8	6	H10. 4. 1～
94	呉市		5	3	3	4	6	0	3	7	H28. 4. 1～
95	3 5 山口県		5	3	3	5	6	0	1	0	
96	下関市		5	3	3	5	6	8	4	6	H17. 10. 1～
97	3 6 徳島県		5	3	3	6	6	0	1	9	
98	3 7 香川県		5	3	3	7	6	0	1	8	
99	高松市		5	3	3	7	6	0	2	6	H11. 4. 1～
100	3 8 愛媛県		5	3	3	8	6	0	1	7	
101	松山市		5	3	3	8	6	0	2	5	H12. 4. 1～
102	3 9 高知県		5	3	3	9	6	0	1	6	
103	高知市		5	3	3	9	6	0	2	4	H10. 4. 1～
104	4 0 福岡県		5	3	4	0	6	0	1	3	
105	北九州市		5	3	4	0	6	0	2	1	
106	福岡市		5	3	4	0	6	0	3	9	
107	久留米市		5	3	4	0	6	0	5	4	H20. 4. 1～
108	4 1 佐賀県		5	3	4	1	6	0	1	2	
109	4 2 長崎県		5	3	4	2	6	0	1	1	
110	長崎市		5	3	4	2	6	0	2	9	H9. 4. 1～
111	佐世保市		5	3	4	2	6	0	3	7	H28. 4. 1～
112	4 3 熊本県		5	3	4	3	6	0	1	0	
113	熊本市		5	3	4	3	6	0	2	8	H8. 4. 1～
114	4 4 大分県		5	3	4	4	6	0	1	9	
115	大分市		5	3	4	4	6	0	2	7	H9. 4. 1～
116	4 5 宮崎県		5	3	4	5	6	0	1	8	
117	宮崎市		5	3	4	5	6	0	2	6	H10. 4. 1～
118	4 6 鹿児島県		5	3	4	6	6	0	1	7	
119	鹿児島市		5	3	4	6	6	0	2	5	H8. 4. 1～
120	4 7 沖縄県		5	3	4	7	6	0	1	6	
121	那覇市		5	3	4	7	6	0	2	4	H25. 4. 1～

別添 3

① 受 診 券 (施設入所者等用)									
公費負担者 (支弁義務者) 番 号									
受 給 者 (児童 (者))		施 設 等 番 号			児 童 (者) 番 号				
受 診 児 童 (者)	施 設 名								
	氏 名						男 ・ 女		
	生 年 月 日		年 月 日 (歳)						
	保険証の有無		有 ・ 無						
	保 険 者 名								
	保 険 証 の 記 号 番 号								
発 行 機 関 名 及 び 印									
交 付 年 月 日									
交 付 番 号									